

平成19年2月23日

各 位

不動産投信発行者名

東京都千代田区九段北四丁目1番7号  
イーアセット投資法人

代表者名

執行役員 深田 武寛  
(コード番号 8974)

問合せ先

株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズ  
取締役経営企画部 田中 政行  
担当兼財務経理部長 TEL. 03-3234-7800

### 規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成19年1月18日付日本経済新聞にて公告のとおり、平成19年4月5日に第2回投資主総会を開催する予定であり、平成19年2月23日開催の役員会におきまして、規約の一部変更及び役員選任に関し、下記の通り決議しましたのでお知らせいたします。

なお、下記事項は、平成19年4月5日に開催される本投資法人の第2回投資主総会において承認されることにより、有効となります。

#### 記

##### 1. 規約の一部変更について

変更理由は、以下の通りです。

- (1) 平成18年5月に会社法が施行され、投資信託及び投資法人に関する法律等の投資法人に関わる法令が整備・改正されたことに伴い、本投資法人規約と関係法令との字句等の統一を図るものです。
- (2) 租税特別措置法施行令の改正によって、租税特別措置法第67条の15第9項に規定する「不動産等」の内容が変更されたことに伴い、「不動産等」を定義する租税特別措置法上の条文の項数を明確にした上で、「不動産等」の内容の記載を削除するものです。
- (3) 店頭売買有価証券市場の取引所有価証券市場への組織変更にともない、所要の変更を行うものです。
- (4) 投資法人及び投資法人に関する法律の改正法において、今後、投資法人による短期投資法人債の発行が可能となるとされていることから、本投資法人の機動的な資金調達を可能にするため、必要な規約の変更を行なうものです。
- (5) 資産運用の対象とする特定資産の見直しを行い、本投資法人の弾力的な運用を可能にするため、必要な規約の変更を行なうものです。
- (6) 本投資法人設立に際して必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、手続の終了した内容を削除するものです。
- (7) その他、公正妥当と認められる企業会計の基準に従うとともに、字句の修正、表現の統一及び定義の明確化を行なうものです。

(規約変更の詳細については、別紙「第2回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

## 2. 役員選任について

提案理由は以下の通りです。

- (1) 執行役員深田武寛は、平成19年5月2日をもって任期満了となりますが、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任し、あらためて執行役員1名の選任をお願いするものであります。
  - (2) 執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。
  - (3) 監督役員山田明文及び松丸洋行は、平成19年5月2日をもって任期満了となりますが、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任し、あらためて監督役員2名の選任をお願いするものであります。
- (役員選任の詳細については、別紙「第2回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

## 3. 投資主総会等の日程

平成19年2月23日	投資主総会提出議案の役員会承認
平成19年3月20日	投資主総会招集通知の発送（予定）
平成19年4月5日	投資主総会（予定）

以 上

## 添付資料

- ・第2回投資主総会招集ご通知

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.easset-reit.com/>